次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 イ　常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。）の総数の二十分の一を超えない技能実習生（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）を受け入れる実習実施機関	二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 イ　常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。）の総数の二十分の一を超えない技能実習生（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）を受け入れる実習実施機関
名称 / 所在地 / 実習内容	名称 / 所在地 / 実習内容
［略］	［同上］
大和電機工業株式会社 / 長野県諏訪郡下諏訪町五千百九十七番地 / めっき	［項を加える。］
ロ　［略］	ロ　［同上］
ハ　イ又はロ以外の実習実施機関	ハ　イ又はロ以外の実習実施機関
名称 / 所在地 / 実習内容	名称 / 所在地 / 実習内容
［略］	［同上］
有限会社タカ左官工業所 / 滋賀県野洲市木部八百三十七番地の八 / 左官	［項を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○法務省告示第四百八十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年十月二十七日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 ［イ・ロ　略］ ハ　イ又はロ以外の実習実施機関	二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 ［イ・ロ　同上］ ハ　イ又はロ以外の実習実施機関
名称 / 所在地 / 実習内容	名称 / 所在地 / 実習内容
［略］	［同上］
ナカヤ工業株式会社 / 埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川四千九百八十九番地九 / 塗装	［項を加える。］
［項を加える。］	
株式会社創和 / 福岡県筑紫野市大字常松三百六十九番地一 / とび	［項を加える。］
［項を加える。］	
日建ハウス工業株式会社 / 宮崎県宮崎市大塚町宮田二千八百四十六番地二 / 内装仕上げ施工	［項を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	